

## 【離婚・養育費】

Q. 小学生の子供がいます。養育費の相場は？

(ご相談内容)

現在離婚協議中ですが、養育費について教えてください。

小学生の女の子が1人いて、夫の年収は約700万円弱です。妻(私)は、専業主婦で、これからパートを探します。親権は私が持ちたいと考えています。生活が不安なので、養育費をもらいたいと考えていますが、私がもらえる養育費の額はいくらが相場でしょうか？また、いつまでもらえますか？

A. 法的な基準は明確にはありません。具体的な事情に応じた一定の基準はありますが、基本は当事者間の話し合いにより決まります。

(回答例)

1. 養育費の額については、法律で明確な基準が定められているわけではありません。当事者間の話し合いによるのが原則です。

話し合いで決まらない場合には調停や裁判ということになりますが、その際には、家庭裁判所が作成した算定表に従って、子供の数、年齢、離婚する当事者それぞれの収入に応じて決められます。ですから、その金額が一般的な養育費の金額の目安ということになります。

夫の年収が700万円、奥様が専業主婦(年収0円)ということだと、月額6~8万円が目安になると思われます。ただし、現実には、支払うことが不可能な金額を定めても意味がないので、相手方の支払能力を十分考慮して金額を決定されるとよいでしょう。

2. 養育費をいつまでもらうかという点も、当事者の合意によって決められます。通常は、子供が成人する(20歳)まで、あるいは大学を卒業するまでと決めることが多いようです。ただし、もし子供が私立学校に進むことを望んだ場合には、毎月の養育費だけでは入学金や学費を捻出することが難しくなるので、そのような場合に備えて、月額養育費のほかに、私立学校に進学する際には別途入学金や学費を夫が負担する等を定めておくこともご検討ください。

3. これらについて、離婚届を出す前までによく話し合った上で、合意して文書にしてください。さらに、「履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した」などの言葉(「執行認諾文言」といいます)を記載した公正証書にしておきますと、万一、養育費の支払が滞った場合にも、裁判をすることなしに、その公正証書によって相手方の財産を差し押さえることが可能になります。ですから、相手方の承諾を得られるなら

ば、公正証書を作成しておくといよいでしょう。

ただし、公正証書を作成するためには、相手方もしくはその代理人の同席、印鑑証明書、本人確認等が必要になりますので、ご注意ください。なお、公正証書の作成手続について、詳しくは、公証役場にお尋ね下さい。

お近くの公証役場連絡先：●

4. なお、上記回答は、限られた情報に基づく回答ですので、頂いたメールに現われていない事情を考慮した場合には、回答の内容も変わることがございますので、この点ご了承ください。